24.3.27 24.3.27 愛労発基 0322 第 5 日 122 日

関係 各位



令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできました。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況(令和6年1月11日現在の速報値。別紙参照)を見ますと、死亡を含む休業4日以上の死傷者1045人、うち死亡者は28人となっています。業種別に見ますと、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業(建設業202件、製造業220件)で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で発生しています。

多くの事例で暑さ指数 (WBGT) を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった状況が見受けられます。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。

これらの状況を踏まえ、本年も別添のとおり、令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象とし、職場における熱中症予防対策の徹底を図ります。本キャンペーンにおいては、特に、①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図ることとしています。

つきましては、本キャンペーンの趣旨を踏まえ、貴団体からのご支援をいただくととも に、関係事業者への周知にご配慮いただきますようお願い申し上げます。 また、本年も愛知労働局版パンフレット「熱中症を防ごう!」を作成し、愛知労働局のホームページに掲載しているほか、厚生労働省運営のポータルサイトにて、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載することとしておりますので、併せてご活用をお願いします。



愛知労働局 HP